

地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための 厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

<趣旨>

被用者年金一元化法附則第2条等を踏まえ、地方公務員共済年金の職域部分の廃止に伴い、地方公務員の退職給付の一部として、「年金払い退職給付（仮称）」を設けるなど、所要の措置を講ずる。

<概要>

- 退職年金の半分は有期年金、半分は終身年金（65歳支給（60歳まで繰上げ可能））。
- 有期年金は、10年又は20年支給を選択（一時金の選択も可能）。
- 本人死亡の場合は、終身年金部分は終了。有期年金の残余部分は遺族に一時金として支給。
- 財政運営は積立方式。給付設計はキャッシュバランス方式とし、保険料の追加拠出リスクを抑制したうえで、保険料率の上限を法定（労使あわせて1.5%）。
※キャッシュバランス方式は、年金の給付水準を国債利回りや予想死亡率に連動させることにより、給付債務と積立金とのかい離を抑制する仕組み。
- 公務に基づく負傷又は病気により障害の状態になった場合や死亡した場合に、公務上障害・遺族年金を支給。
- 服務規律維持の観点から、現役時から退職後までを通じた信用失墜行為等に対する支給制限措置を導入。
- 旧職域部分の未裁定者について、経過措置を規定。

<施行日> 平成27年10月